

R6年度



結婚新生活支援事業



これから夫婦として新生活をスタートする世帯に結婚に伴う新生活の費用（家賃、引越費用等）を支援します。

夫婦共に
29歳以下：60万円以内

夫婦共に
39歳以下：30万円以内

※自治体によって異なります

対象
世帯

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯※1かつ世帯所得500万円以内※2

※1 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯

※2 奨学金返還世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

※自治体によって異なります

対象
費用

- 新居の購入費
- 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- 新居のリフォーム費用
- 新居への引越費用

※自治体によって異なります

- 事業の詳細や必要な手続き、書類についてはお住まいの市町村へお問い合わせください。
- 事業実施自治体は、こども家庭庁ホームページから確認いただくことができます。